



公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和7年7月3日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）クスリのアオキ飯山静間店
飯山市大字静間字並柳358－3ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社クスリのアオキ
代表取締役 青木 宏憲
石川県白山市松本町2512番地
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社クスリのアオキ
代表取締役 青木 宏憲
石川県白山市松本町2512番地
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
令和8年1月31日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,337平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
(1) 駐車場の収容台数 70台
(2) 駐輪場の収容台数 10台
(3) 荷さばき施設の面積 24平方メートル
(4) 廃棄物等の保管施設の容量 6.75立方メートル
（注）各施設の位置は、届出書に添付された図面のとおり
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
株式会社クスリのアオキ	午前9時	午後12時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

時間帯
午前8時30分から翌午前0時30分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
入口 1か所 出口 1か所 合計 2か所
（注）位置は届出書に添付された図面のとおり
(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

時間帯
午前6時から午後9時まで
- 8 届出年月日
令和7年5月30日
- 9 届出書及び添付書類の縦覧の場所
長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は北信地域振興局商工観光課
- 10 縦覧の期間
令和7年7月3日から令和7年11月3日まで

- 11 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年 5 月19日付け12産振第137号）様式第 8 号による。
- 12 意見書の提出先
長野県産業労働部産業立地・ I T 振興課又は北信地域振興局商工観光課

産業立地・ I T 振興課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項の規定による変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第 8 条第 2 項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和 7 年 7 月 3 日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ヤマダデンキテックランド飯田店
飯田市上郷飯沼1965－ 1 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社コクサイHD
飯田市上郷飯沼3472番地 1
- 3 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
(変更前)

名称	住所
ヤマダ電機テックランド飯田店	飯田市上郷飯沼1965－ 1 ほか

(変更後)

名称	住所
ヤマダデンキテックランド飯田店	飯田市上郷飯沼1965－ 1 ほか

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社ヤマダ電機	山田 昇	群馬県高崎市日吉町四丁目40番地の 11

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社ヤマダデンキ	佐野 財丈	群馬県高崎市栄町 1 番 1 号

- 4 変更した年月日
令和 2 年10月 1 日
- 5 届出年月日
令和 7 年 5 月30日
- 6 届出書の縦覧の場所
長野県産業労働部産業立地・ I T 振興課又は南信州地域振興局商工観光課
- 7 縦覧の期間
令和 7 年 7 月 3 日から令和 7 年11月 3 日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年 5 月19日付け12産振第137号）様式第 8 号による。
- 9 意見書の提出先
長野県産業労働部産業立地・ I T 振興課又は南信州地域振興局商工観光課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和7年7月3日

長野県知事 阿部守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ヤマダデンキテックランド飯田店
飯田市上郷飯沼1965－1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社コクサイHD
飯田市上郷飯沼3472番地1
- 3 変更しようとする事項

- (1) 駐車場の位置及び収容台数
(変更前)

位置	収容台数（台）
図面3－1 建物配置図（変更前）	138

(変更後)

位置	収容台数（台）
図面3－2 建物配置図（変更後）	60

(注) 位置は届出書添付の図面のとおりに

- (2) 駐輪場の位置及び収容台数
(変更前)

位置	収容台数（台）
図面3－1 建物配置図（変更前）	20

(変更後)

位置	収容台数（台）
図面3－2 建物配置図（変更後）	20

(注) 位置は届出書添付の図面のとおりに

- 4 変更する年月日
令和8年2月1日
- 5 届出年月日
令和7年5月30日
- 6 届出書及び添付書類の縦覧の場所
長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は南信州地域振興局商工観光課
- 7 縦覧の期間
令和7年7月3日から令和7年11月3日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は南信州地域振興局商工観光課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第 5 条第 1 項の規定による変更の届出があったので、同法第 6 条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第 8 条第 2 項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和 7 年 7 月 3 日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
小諸御影新田プラザ
小諸市大字御影新田字池の上2291－ 1 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
三井住友ファイナンス&リース株式会社
東京都千代田区丸の内一丁目 3 番 2 号
- 3 変更しようとする事項
駐車場の位置及び収容台数
(変更前)

位置	収容台数（台）
図面 3－ 1 建物配置図及び 1 階平面図(変更前)	190

(変更後)

位置	収容台数（台）
図面 3－ 2 建物配置図及び 1 階平面図(変更後)	135

(注) 位置は届出書添付の図面のとおり

- 4 変更する年月日
令和 8 年 2 月 1 日
- 5 届出年月日
令和 7 年 5 月 30 日
- 6 届出書及び添付書類の縦覧の場所
長野県産業労働部産業立地・ I T 振興課又は佐久地域振興局商工観光課
- 7 縦覧の期間
令和 7 年 7 月 3 日から令和 7 年11月 3 日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年 5 月 19 日付け 12 産振第137 号）様式第 8 号による。
- 9 意見書の提出先
長野県産業労働部産業立地・ I T 振興課又は佐久地域振興局商工観光課

産業立地・ I T 振興課

公告

県営辰野竜西地区土地改良事業の変更計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

この処分について不服があるときは、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第 6 項において準用する同法第87条第 6 項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に長野県知事に審査請求をすることができます。

また、この変更計画を定めたことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に、長野県を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に提起することができます。

令和 7 年 7 月 3 日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 縦覧に供する書類
県営辰野竜西地区土地改良事業変更計画書の写し
- 2 縦覧の期間

令和7年7月4日から令和7年8月1日まで

- 3 縦覧の場所
- 上伊那郡辰野町役場

農地整備課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

令和7年7月3日

長野県知事 阿部 守 一

- 1 都市計画の種類及び名称
- 長野都市計画道路 3・6・21号城山小学校通り
- 2 縦覧場所
- 長野県建設部都市・まちづくり課及び長野市役所

都市・まちづくり課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

令和7年7月3日

長野県佐久建設事務所長 井 出 圭 一

- 1 許可番号
- 令和7年4月25日 長野県佐久建設事務所指令 6 佐建第73－17号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
- 北佐久郡御代田町大字御代田字飯綱3754－3の内、3755－1、3755－3、3757－1
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
- 埼玉県入間市牛沢町1－6
- 大畑工務店株式会社 代表取締役 大 畑 武
- 北佐久郡軽井沢町大字軽井沢1323－1350
- カナ企画株式会社 代表取締役 大 畑 香 奈

都市・まちづくり課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

令和7年7月3日

長野県松本建設事務所長 唐 澤 則 夫

- 1 許可番号
- 令和7年1月27日 長野県松本建設事務所指令 6 松建第71－3号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
- 塩尻市大字広丘高出1980－1
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
- 松本市大手1－7－12
- サンエネック株式会社 代表取締役 塩 原 規 男

都市・まちづくり課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

令和7年7月3日

長野県大町建設事務所長 柳 澤 豊 茂

- 1 許可番号
令和6年8月1日 長野県大町建設事務所指令6大建第32-1号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
北安曇郡池田町大字会染6124-19、6124-20、6124-21、6124-22
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
大町市八坂997-1
株式会社ピュアハウス 代表取締役 内 山 重 喜

都市・まちづくり課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和7年7月3日

長野県工科短期大学校長 半 田 志 郎

- 1 入札に付する事項
 - (1) 借入をする物品等及び数量
CAD/CAMシステム 一式
 - (2) 物品等の特質
入札説明書及び仕様書によります。
 - (3) 借入期間
令和8年3月1日から令和13年2月28日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）
 - (4) 納入場所
長野県工科短期大学校
 - (5) 入札方法
1月当たりの賃借額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当する者であることとします。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
 - (2) 長野県の調達する製造の請負、物件の買入れその他の契約（建設工事の請負並びに建設工事に係る測量、調査、設計及び工事監理の委託並びに森林整備業務の請負及び委託を除く。）に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成30年長野県告示第588号）のその他の契約の等級がAに区分されている者であること。
 - (3) 長野県会計局長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
 - (4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
 - (5) 借入物品等に関しアフターサービス及びメンテナンス（保守及び管理）を迅速に行う体制が整備されている者であること。
- 3 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格の申請
この入札に参加を希望する者で2の(2)に該当しないものは、次のとおり資格を申請することができます。なお、入札の時までに2の(2)の等級区分に該当していなければ、入札に参加することはできません。
 - (1) 申請の方法
申請は、入札参加資格申請システムから行ってください。
<https://www.bes.e-nagano.lg.jp/Shinsei/main?uji.verb=startUp&madoguchiCode=M200000>
 - (2) 申請を行う時期
随時受け付けます。

(3) 申請書等の提出先及び問合せ先

長野市大字南長野字幅下692-2 (県庁専用郵便番号 380-8570)
長野県市町村入札参加資格共同受付窓口 (長野県会計局契約・検査課内)
電話 026 (235) 7079

4 入札説明書及び仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問合せ先

上田市下之郷813-8
長野県工科短期大学校
電話 0268 (39) 1111

5 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札書の提出期限 令和7年8月22日(金)午後5時
イ 入札書の提出場所 長野県工科短期大学校
ウ 開札の日時 令和7年8月25日(月)午後1時30分
エ 開札の場所 長野県工科短期大学校 本館棟2階 204会議室

(3) 郵送による場合の入札書の受領期限及び提出場所

ア 受領期限 令和7年8月22日(金)
イ 提出場所 上田市下之郷813-8 (郵便番号 386-1211)
長野県工科短期大学校

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める書類を、令和7年7月31日(木)午後5時までに上記4の場所に提出してください。この場合において、必要な書類の内容に関する照会があった時は、開札日の前日までに、入札に参加を希望する者の負担により説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、財務規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は同規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、財務規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は同規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

財務規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。

6 その他

(1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県工科短期大学校長は、この契約を変更し、又は解除することができるものとします。

(2) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

7 Summary

(1) Nature and quantity of products to be leased:

CAD/CAM system, 1 set

(2) Lease period:

March 1, 2026 to February 28, 2031

(3) Delivery location:

Nagano Prefectural Institute of Technology
813-8 Shimonogo, Ueda City, Nagano Prefecture 386-1211 Japan

(4) Contact information:

Nagano Prefectural Institute of Technology
813-8 Shimonogo, Ueda City, Nagano Prefecture 386-1211 Japan
Tel: +81-268-39-1111 (Japanese only)

(5) Bid opening:

Date and time: Monday, August 25, 2025, 1:30 p.m. (JST)

Location: Nagano Prefectural Institute of Technology, Main Building, 2nd Floor, Conference Room 204

(6) Mail-in submission:

Deadline: Friday, August 22, 2025

Mailing address: Nagano Prefectural Institute of Technology

813-8 Shimonogo, Ueda City, Nagano Prefecture 386-1211

Japan

産業人材育成課